

西伯町・会見町合併協議会 第16回会議

日時：平成15年11月22日（土）13:30～17:00

場所：西伯町役場2階 大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 協議事項

(1) 社会体育業務の取り扱いについて

(2) 手数料の取り扱いについて

(3) 県からの権限委譲事務の取り扱いについて

(4) 消防・防災事務の取り扱いについて

(5) 新町における2回目以降の選挙による農業委員会委員選挙の取り扱いについて

5 提案事項

(1) 総務企画部会 企画業務の取り扱いについて

6 報告事項

(1) 住民アンケート集計結果（第2回目）について

(2) 新町の名称に関する参考資料について

7 今後の協議会開催日程について

・第17回会議 日時：平成15年12月6日(土)13:30~17:00

場所：会見町役場 会議室

・第18回会議 日時：平成15年12月25日(木)13:30~17:00

場所：西伯町役場 会議室

8 その他

9 副会長あいさつ

10 閉会

議案 第1号

社会体育業務の取り扱いについて

新町における社会体育業務の取り扱いについては、平成15年11月12日開催の西伯町・会見町合併協議会第15回会議提案事項第1号のとおりとする。

ただし、スポーツ少年団、部落体育委員の調整方針の訂正及び施設管理運営事業にかかる維持管理費の明細は、別添のとおりとする。

平成15年11月22日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
3. 部落体育委員 (担当課)		教育委員会		
定員 *参考 現員(女性) (根拠法令)	該当なし (各地区で世話役を選出)	・22名 各部落から1名選出	・必要性 ・定員数について	各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・平成17年度以降は西伯町の例による
報酬 (根拠法令)	該当なし	22(0)		
3. 部落体育委員 (担当課)		10,000円×22名 年報酬(年度末支給)		
社会体育関係団体				
1. 体育協会 (担当課)	教育委員会	教育委員会		
事務局 (根拠法令)	教育委員会内	教育委員会内		両町の制度を継続する 体育協会本部は統合する
部数・種目 (根拠法令)	・10部 野球 ゲートボール バトミントン 陸上 ゴルフ バレーボール グラウンドゴルフ バスケットボール サッカー ウォーキング	・8部 野球 ゲートボール バトミントン 陸上 ゴルフ バレーボール グラウンドゴルフ、 ソフトボール	・種目の調整 ・旧町単位に分けるかどうか	・各部は統合するが、チーム編成、活動、運営については新町で個別に調整する。 ・旧町にない種目については、全町を対象とする

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
町補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 750,000円 各部活動費として（配分の内訳については以前にスポーツ審議会で決定） 体育協会会計に納入 野球 277,500円 ゲートボール 111,200円 バトミントン 83,600円 陸上 42,500円 ゴルフ 10,000円 バレーボール 40,000円 グラウンドゴルフ 40,000円 バスケットボール 83,600円 サッカー 58,000円 ウォーキング 10,000円 会議費 1,000円 事務費 3,000円 事業費 136,000円 予備費 1,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 332,000円 各部活動費として（配分の内訳については以前にスポーツ審議会で決定） 野球 95,000円 ゲートボール 25,000円 バトミントン 25,000円 陸上 25,000円 ゴルフ 10,000円 バレーボール 20,000円 グラウンドゴルフ 25,000円 ソフトボール 25,000円 特別補助金 50,000円 照明補助（バレー） 32,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金のあり方 ・ 施設使用料減免の体制 ・ 特別補助金 年度毎の各部持ち回りでの備品等の整備費用 	<ul style="list-style-type: none"> 各町の制度をそれぞれ引き継ぐ ・ 17年度以降についてはスポーツ振興審議会で調整を行い、新規に定める
2. スポーツ少年団	西伯町スポーツ少年団	会見町スポーツ少年団		
（担当課）	教育委員会	教育委員会		
事務局	教育委員会内	教育委員会内		両町の制度を継続する
（根拠法令）				・ 本部は統合する
部数・種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4部 野球 サッカー バレーボール テニス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4部 野球 バレーボール 剣道 空手 （冬季のみスキー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部の統合 ・ 種目の調整 	<ul style="list-style-type: none"> 合併時に以下の通りとする ・ 各部については原則中学校区単位の活動とする。ただし、校区にない種目については新町全体を対象とする
（根拠法令）				

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)		教育委員会 会見町体育施設条例		
	西伯町体育館 ・対象 制限なし ・管理者 教育委員会 ・休業日 月曜日、年末年始 ・利用時間 9:00～20:00 ・使用料 9:00～17:00 1時間 310円 17:00～22:00 1時間 520円 ・面積 1,139㎡(バレーコート2面) ・収入 15,745円 ・維持管理費 735,000円 ・人件費 280,000円 } 1,015,000円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
(担当課) (根拠法令)	教育委員会			
	西伯町体育館の設置及び管理に関する条例 西伯町体育館の管理に関する規則			
	おおくにコミュニティ運動施設 ・対象 制限なし ・管理者 教育委員会 ・休業日 月曜、8/13～8/15、12/28～1/4 ・利用時間 9:00～22:00 ・使用料 9:00～17:00 310円/時間 17:00～22:00 520円/時間 * 町内企業勤労者、団体、町民が使用する場合は無料 * 公用、公益の特別な事由が認められる場合は無料 ・面積 126㎡(フットサルコート1面分) ・収入 17,140円 ・維持管理費 290,000円 ・人件費 0円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
(担当課)	教育委員会			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(根拠法令)	西伯町おおくにコミュニティ運動施設の設置及び管理に関する条例			
(担当課)	おおくに農山村広場 ・対象 制限なし ・管理者 教育委員会管理 ・休業日 月曜、8/13～8/15、12/28～1/4 ・利用時間 9:00～22:00 ・使用料 0円 ・面積 6,014 m ² ・維持管理費 0円 ・人件費 0円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
(根拠法令)	教育委員会 西伯町立おおくに農山村広場の設置及び管理に関する条例			
(担当課)	総合グラウンド ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 法勝寺中学校(教育委員会) ・休業日 規定なし ・利用時間 規定なし ・使用料 規定なし ・面積 11,000 m ² ・維持管理費 0円 ・人件費 0円 *実質的には法勝寺中学校のグラウンドとして使用			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
(根拠法令)	教育委員会 西伯町営総合グラウンド使用規則			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	天津運動公園 ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 天津地区公民館(教育委員会) ・休業日 規定なし ・利用時間 10:00～22:00(ただし10:00までは必要に応じて開館) ・使用料 規定なし ・面積 4,995㎡(運動場、テニスコート、子ども広場) ・維持管理費 252,000円 ・人件費 0円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会 天津運動公園の設置及び管理に関する条例 天津運動公園の管理に関する規則			
(担当課) (根拠法令)	東長田山村交流施設 ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 東長田地区公民館管理 ・休業日 規定なし ・利用時間 規定なし ・使用料 9:00～17:00 1,570円 17:00～22:00 2,100円 ・面積 屋内運動施設(907㎡)、ステージ(89㎡) ・維持管理費 93,000円 ・人件費 0円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会 西伯町東長田山村交流施設の設置及び管理に関する条例 西伯町東長田山村交流施設管理規則			

項目	現況		課題	調整方針
	西伯町	会見町		
(担当課) (根拠法令)	東長田山村広場 ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 東長田地区公民館 ・休業日 規定なし ・利用時間 規定なし ・使用料 規定なし ・面積 3,469 m ² ・維持管理費 0円 ・人件費 0円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会			
	西伯町東長田山村広場の設置及び管理に関する条例			
(担当課) (根拠法令)	西伯カントリーパーク ・対象 町内在住者及び町内各種団体 ・管理者 教育委員会(常勤職員 1名) 一部業者委託 ・休業日 月曜日 年末年始 冬季(12月~3月)閉鎖 ・利用時間 4月~9月 6:00~22:00 10月~11月 7:00~22:00 ・使用料 (別表2) ・占用料等 (別表3) ・面積 野球場(夜間照明有)、ゲートボール場(2面)、多目的広場、テニスコート(4面)、ラジコン広場(77,000 m ²) ・収入 3,504,644円 ・維持管理費 7,120,304円 ・人件費 3,693,696円) 10,814,000円			西伯町の例による ・使用対象者、料金については合併までに別途協議する。
	教育委員会			
	西伯町営西伯カントリーパークの設置及び管理に関する条例 西伯町営西伯カントリーパークの管理に関する規則			

議案 第2号

手数料の取り扱いについて

新町における手数料の取り扱いについては、平成15年11月12日開催の西伯町・会見町合併協議会第15回会議提案事項第2号のとおりとする。

平成15年11月22日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

議案 第3号

県からの権限委譲事務の取り扱いについて

新町における県からの権限委譲事務の取り扱いについては、平成15年11月12日開催の西伯町・会見町合併協議会第15回会議提案事項第3号のとおりとする。

平成15年11月22日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

議案 第4号

消防・防災事務の取り扱いについて（継続協議）

新町における消防・防災事務のうち、消防団（役場班）の報酬の取り扱いについては、次頁のとおりとする。

平成15年11月22日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

2 町の施策の調整方針について (総務企画部会 消防の取扱い)

項目	現 況										課 題	調整方針																																										
	西伯町					会見町																																																
2.報酬・費用弁償	報酬、費用弁償					報酬・費用弁償					<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場班の報酬なし (西伯町は出勤手当のみ) ・ 会見町では各分団に機関員が4名ずつ配置され、報酬が支給されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役場班の報酬については、西伯町の例による。 ・ 報酬全般については、西伯町の例による。 ・ 役場班の取り扱い ・ 提案内容の詳細 ・ 報酬は支給しない。 ・ 出勤手当は基準額を支給する。 ・ 被服以外の消耗品等は支給することとし、予算を確保する。 																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>出張旅費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>116,300円</td> <td rowspan="8">一般職員 の例</td> <td rowspan="8">役場班(本部分団2部)の報酬は支給していない</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>73,300円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>65,400円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>41,700円</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額</td> <td>36,700円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>34,900円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>31,600円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	支給区分	報酬額	出張旅費	摘要	団長	年額	116,300円	一般職員 の例			役場班(本部分団2部)の報酬は支給していない	副団長	年額	73,300円	分団長	年額	65,400円	副分団長	年額	41,700円	部長	年額	36,700円	班長	年額	34,900円	団員	年額	31,600円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>支給区分</th> <th>報酬額</th> <th>出張旅費</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額</td> <td>111,800円</td> <td rowspan="8">一般職員 の例</td> <td rowspan="8">機関員には、年額は、28,200円の機関員報酬を別に加算(1分団4名)</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額</td> <td>70,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額</td> <td>49,900円</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額</td> <td>33,600円</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額</td> <td>30,400円</td> </tr> </tbody> </table>	階級	支給区分	報酬額	出張旅費	摘要	団長	年額	111,800円	一般職員 の例	機関員には、年額は、28,200円の機関員報酬を別に加算(1分団4名)	副団長	年額	70,500円	分団長	年額	49,900円	副分団長	年額	33,600円	班長	年額	31,500円
階級	支給区分	報酬額	出張旅費	摘要																																																		
団長	年額	116,300円	一般職員 の例	役場班(本部分団2部)の報酬は支給していない																																																		
副団長	年額	73,300円																																																				
分団長	年額	65,400円																																																				
副分団長	年額	41,700円																																																				
部長	年額	36,700円																																																				
班長	年額	34,900円																																																				
団員	年額	31,600円																																																				
階級	支給区分	報酬額			出張旅費	摘要																																																
団長	年額	111,800円	一般職員 の例	機関員には、年額は、28,200円の機関員報酬を別に加算(1分団4名)																																																		
副団長	年額	70,500円																																																				
分団長	年額	49,900円																																																				
副分団長	年額	33,600円																																																				
班長	年額	31,500円																																																				
団員	年額	30,400円																																																				
(担当課)	総務課(桑名)					総務課(岩田典)																																																
(根拠法令)	西伯町消防団条例、西伯町消防団規則					会見町消防団条例																																																

議案 第5号

新町における2回目以降の選挙による農業委員会委員選挙の取り扱いについて

新町における2回目以降の選挙による農業委員会委員選挙の取り扱いについては、次のとおりとする。

平成15年11月22日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭 文

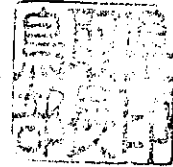
- 1 委員の総定数について
新町において調整する。
- 2 選挙区の取り扱いについて
新町において調整する。



市 振 第 5 0 3 号
平成15年11月18日

各市町村権限移譲担当部（課）長 様

鳥取県総務部長



市町村合併に伴う権限移譲事務の取扱いについて（依頼）

鳥取県では、住民に身近な行政はできる限り市町村で行うという地方分権の理念に基づき、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、住民サービスの向上が図れるよう、県から市町村への権限移譲を推進しております。

また、全市町村の足並みが揃わなくとも、意欲ある市町村に対して知事の権限に属する事務の移譲（いわゆる「まだら模様の権限移譲」）を進めています。

現在、市町村では合併の議論が進んでおりますが、この市町村合併を地方分権を進める一つの契機として、合併市町村に対する権限移譲を積極的に進めたいと考えておりますので、合併協議においては、下記に御留意の上、権限移譲を検討していただくようお願いします。

記

- 1 合併関係市町村の一部が権限移譲を受けている事務について
住民サービスの観点から、合併後の住民サービスが後退しないよう、合併前に合併関係市町村が権限移譲を受けていた事務については、引き続き合併後の市町村で、権限移譲を受けるよう検討していただきたい。
- 2 合併後の市町村への権限移譲について
合併により市町村の力量が備わり、これまで困難であった事務への対処も可能となると考えられるため、自立した地域づくりに向け、更なる権限移譲を検討していただきたい。
- 3 特例市並みの権限移譲について
人口20万人規模の市は特例市として法律により一定の権限移譲が行われるが、人口規模にかかわらず、個別の事務について、県条例により権限移譲を行うことが可能であるので、特に環境分野など地域の実情に応じた事務の権限移譲を検討していただきたい。

提案事項 第1号

企画業務の取り扱いについて

新町における企画業務の取り扱いについては、別紙のとおりとする。

平成15年11月22日 提案

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

報告事項 第1号

住民アンケート集計結果(第2回)について

新町名候補への意見及び合併後の新町のあるべき姿について、両町住民を対象とする住民アンケートの集計結果(第2回)を別紙のとおり報告する。

平成15年11月12日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

新町の名称の候補に関する参考事項について

新町の名称の第3次候補に関して事務局に寄せられた意見は、以下のとおりである。

平成15年11月22日

西伯町・会見町合併協議会
会長 坂本 昭文

第3次候補に対して寄せられた意見

今回報告するもの

新町の名称について第3次選考までいって、最終段階に入ったようです。県外に暮らしているものとしてひとつ意見を言わせてください。現在日本全国で合併が行われているようです。新町の名称には、それぞれの思いが込められていると思うのですが、出来れば、全国で、ここにしかつけられないという名前にしていただきたく思います。西伯町、会見町に住んでいれば、会西町でも良いのかも知れませんが、これは両方の文字をとってつけただけなので、重要な意味が込められているとは思えません。美里町、美郷町も、美しい名かも知れませんが、全国どこにでもつけられる名だと思います。会見町は、鳥取県の歴史上重要な名称であることは分かりますが、日本全体から見ますと、その歴史の事実はほとんど知られていませんから、やはり何の意味がある名前なのか理解はされまいと思います。とすることで、この候補から選ばなければならないとしたら、西伯町しか全国にアピールできる名前はないのではないかと思います。何せ全国の中でも知名度の低い鳥取県、そして旧国名伯耆も出雲や因幡の陰に隠れた存在です。そこで新町名にこの名前を付けて、全国に名前を知ってもらえるよう特色を出していただけたらと思うのです。参考までに考えていただければと思うのです。(いっそ、山陰町にした方が良かったか)

【県外在住者、電子メール 網掛けは、文字化けのため事務局で推測】

三 南部町

溝口・岸本が伯耆町に決まり、広域連合にも使用してあり、ゆかりのある地名だからいいと思う。【西伯町町民、書簡 原文のまま】

第2次候補に対して寄せられた意見

前回までに報告したもの

突然で申し訳ありません。町名募集にも応募いたしておりませんが、新町名について思いを申し述べさせていただきます。

近隣の町村では新町名が決定したりしていますが、本協議会でも最終段階に入ったのではないのでしょうか

応募の中には、西伯町・会見町の一字を取った名称がありますがいかがなものでしょうか

町村合併は21世紀の新たなまちづくりの手法として進めるべきであり、従来の西伯町・会見町名にこだわることはならないと考えます。新たな視点として検討され、町民が新たなまちづくりに期待と希望を描かれるような新町名が決定されることに期待しています。

合併協議会の委員さんも大変なことと思いますが、大きな視点にたって今一度再考をお願いいたします。【西伯町町民、書簡：挨拶部分省略、原文のまま】

西伯町と会見町が合併して新町が誕生するのになぜ「会見町」なのですか、納得できません。新町にふさわしい名前を希望します。私は西伯耆町がよいと思いますが、色々なご意見があるでしょうから特にはこだわりませんが、西伯町、会見町だけは止めてください。こだわりが残り折角の合併が台無しになると思います。匿名希望

【西伯町、電子メール：原文のまま】

西伯町の住民としての意見です。

新町の名称候補を見させてもらっていますが、仮にこの中から決まるような事があれば非常にはづかしいと思います。

先般、大山、名和、中山は 大山町に決定したようです。 鳥取県といえば鳥取市西伯郡といえば 西伯町ではありませんか？

観光地に付ける名称とごっちゃまぜになっていませんか？

会桜町？、会西町？？？ なにこれ！

19番まで見ても西伯町は候補にありません。 物事の考え方が皆さんおかしいですよ！遊び半分でこれからの新町に名称を付けてもらってもこまりますよ！

西伯町でしょう。 ねっ！坂本町長。【西伯町、電子メール：原文のまま】

合併新町名に19の候補名を伺いました。小生は昭和4年生まれです。新町名は南部町ナンブチョウになったら良いなあと思っています。小生達は小学校5,6年生から法勝寺高等小学校時代には上長田、東長田、法勝寺、大国、天津、手間、賀野の7か村を総称して南部7か村と言い、学校行事の共同開催が盛んに催されました。小生達年輩者には南部の名称には格別の思い入れが有ります。現在でも公的機関でも南部ナンブチョウの表示が用いられています。事務局におかれても是非町名を南部町ナンブチョウとなるようご努力いただければ幸甚です。

【西伯町男性、書簡：挨拶部分省略、事務局において常用漢字表記とした。】

(候補番号3「会西町」に対して)

逆の方が言い安いのでは【住所等記載なし、ファックス】

件名：なんで！！

候補を見るとかなり会見町寄りの町名が多いと感じます。

西伯町と会見町が合併してできる町なので、どちらかに偏っている町名はどうかと思います。

町民一人一人がそれぞれの願いを込めた町名の中から候補を絞って行っているのなら、もっと町民の気持ちを考えて慎重にやってほしいと思います。

【住所の記載なし、電子メール：原文のまま】

歴史のうえからも、会見(あいみ)名は、是非残していただきますようお願いいたします。

字づらだけの意味のない名は良くないと思います。

会見郷、会見、あいみの中で検討お願いします。【会見町、書簡】

参考 第1次候補に対して寄せられた意見(報告済み:斜体は第2次候補に対する意見を含む)

我が家で相談した結果・・・新町の名称は「美郷町(みさとちょう)」がいいと思います。何故ならば、春には桜が美しく、夏は清らかな法勝寺川が流れ、実りの秋には、梨、柿、米が美味しく、冬は薄っすらと雪景色が楽しめる。そんな四季折々の情緒に溢れる我が町に相応しい名前だと思うからです。

【住所等の記載なし、電子メール:原文のまま】

新町の名称候補にたいしての意見です。

(この名前がいい)

美咲町...両町の桜、花回廊のイメージがあり、華やかに感じる。とてもきれいな名前です、新町の名にふさわしい。

愛彩町...愛はとても良い。彩りは、両町の桜、花回廊等の花の華やかなイメージ。新鮮で期待感があり、新町の名にふさわしい。

(こういう名前はよくない)

さいあい町、あいさい町...ひらがなの名前は、やはりだが、ただそれだけなので、どうかと思う。

西会町...ただ単に両町の名の一部を組み合わせた名前は、新しさを感じず、期待感もない。新町の名にふさわしくない。

伯耆町...どこもかしこも新市・新町の候補にあげている。範囲が広すぎ、新町の名にふさわしくない。

【住所等の記載なし、電子メール:原文のまま】

1 新町名に「美郷町」を推薦いたします。

町名は簡単な字が良いとする場合は「美里町」とする。

2 理由

西伯町・会見町の両町は、美味・美景そして美しき歴史に彩られた緑深き山里の町である。

1) 美味

いちじく・色々な山菜料理と富有柿・二十世紀梨・手打ちそばなど活力の町である。

2) 美景

季節毎に自然の花々が咲く緑深き山と谷、母塚山・越敷山・殿山からの大山遠景そして城山・川土手を埋め尽くす満開の桜巨木など潤いの町である。

3) 美しき歴史

両町は、県下最大級の殿山墳をはじめ県下有数の古墳数を誇り、古事記神話などには、手間山・清水川・天宮山などが記されている。

歴史の詳細は省略するが、ごく近世の小松谷舞り・法勝寺歌舞伎・一式飾り・板祐生資料なども大切に継承されている成長の町である。

類似町名の添付資料：略【会見町・男性、書簡】

次の名前を希望

あいさい町、さいあい町、さいかい町、西見町、伯南町 【まちづくり委員、電話】

あいさい町、愛彩町を提案したが、その理由を再度述べる。

なお、理由なく命名することは自分には理解できない。

旧7ヶ村が歴史・文化・神話にあふれた2町である。

要害山の赤猪岩神社（会見町）と清水川の小池の水で大国主命のやけどが直った（西伯町）という神話があり、法勝寺中学校の校歌で一番に要害山に迎えられと歌われているように2町の色々な面で理由があるが、自分としては大人数が納得のいく名前を付けて欲しい。

【西伯町・男性、葉書、一部事務局で解釈】

会西町または西会町がよい。【西伯町・男性、電話】

南部町（なんぶちょう）がよい。【会見町・男性、口頭】

兵庫県にすんでいる会見町出身者です。土地の名前は昔からいわれのある名前がつけられております。あちこちで「ひらがな」を名前にするところが出ていますが、ひらがなだけはつけないよう御願いたします。後世に憂いを残さないで下さい。

【兵庫県在住の会見町出身者、電子メール：原文のまま】

新町の第一候補がでたようですがなぜ一部の人間で決めてしまうのでしょうか？？？
両町民による投票が一番シンプルかつ公平なやり方ではないのでしょうか？？？
協議会のやり方を見ているとずいぶんかしげてしまうような事が多々あります！！

【電子メール：原文のまま】

〈今回追加報告するもの〉

○ 新しい町名に関する私見

新町の名称決定に当たっては、町民が誇りとしその名のもとに力を合わせ、新町の発展に意欲をかきたてられる町名を第一義として検討頂きたい。

「名は体を表す」ともいいます。

郷土の歴史的背景を踏まえ、かつ語呂がよく、やさしい響きの町名を希望します。

あえて、最終候補6点から選ぶとすれば、わたくしは会見町を推薦します。

以上

【会見町、書簡を事務局へ持参】